

渋川市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域の防犯を推進するため、防犯カメラの設置を実施する地域防犯団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域防犯団体 市内の自治会又は市長が認めた防犯活動を行う団体をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の予防及び事故の防止を目的として設置する撮影装置をいう。
- (3) 録画機 防犯カメラで撮影した画像を記録する装置をいう。
- (4) 画像表示装置 防犯カメラで撮影した画像を表示する装置をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、防犯カメラを設置する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、防犯カメラの設置を実施する者とし、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 地域防犯団体であること。
- (2) 活動の拠点又は事務所が市内に所在していること。
- (3) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 同一の会計年度に渋川市防犯カメラ設置事業補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助対象事業を実施するために要した経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 防犯カメラの購入及び設置工事に係る経費
 - (2) 防犯カメラに対応した録画機の購入及び設置工事に係る経費
 - (3) 録画機を保管し、又は保護するためのボックスの購入及び設置工事に係る経費
 - (4) 防犯カメラを設置するためのポールの購入及び設置工事に係る経費
 - (5) 防犯カメラに対応した画像表示装置の購入及び設置工事に係る経費
 - (6) 「防犯カメラ作動中」等の表示シール等の購入に係る経費
 - (7) 録画機に設置するSDカードその他の記録媒体の購入に係る経費
 - (8) 電力供給申請に係る経費
 - (9) 前各号のほか防犯カメラ等を設置するための取付金具その他の消耗品の購入及び設置工事に係る経費
- (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額とし、24万円を限度とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。